

第七十七回 参議院大蔵委員会會議録第四号

昭和五十一年三月四日(木曜日)

午後零時七分開会

委員の異動

二月十八日

辞任

安孫子藤吉君

井上 吉夫君

初村滝一郎君

佐多 宗二君

補欠選任

松垣徳太郎君

藤田 正明君

青木 一男君

山崎 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長

岩動 道行君

理事

戸塚 進也君

中西 一郎君

野々山 一三君

矢追 秀彦君

栗林 卓司君

委員

青木 一男君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

土屋 義彦君

鳩山威一郎君

宮田 輝君

大塚 喬君

福岡 知之君

鈴木 一弘君

渡辺 武君

野末 陳平君

國務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵政務次官

細川 護国君

大平 正芳君

大蔵大臣官房審議官 佐上 武弘君

大蔵省主計局次長 田中 敬君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

事務局側

常任委員会専門員

杉本 金馬君

本日の會議に付した案件

○租税及び金融等に関する調査

(財政及び金融等の基本施策に関する件)

○委員長(岩動道行君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

去る二月十八日、安孫子藤吉君、井上吉夫君、初村滝一郎君、佐多宗二君が委員を辞任され、その補欠として、松垣徳太郎君、藤田正明君、青木一男君、山崎五郎君が選任されました。

○委員長(岩動道行君) 租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

この際、大平大蔵大臣から、財政及び金融等の基本施策について所信を聴取いたします。大平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) 当面の財政金融政策につきましましては、先般の財政演説におきまして申し上げたところでございますが、関係法律案の御審議をお願いするに当たり、本委員会において重ねて所信の一端を申し上げたいと存じます。

私は、当面の経済運営に当たり、最も重要な課題は、定着化しつつある物価の安定を維持しながら、景気の着実な回復と雇用の安定を実現してまいることであると存じます。御承知のとおり、石油危機を契機といたしまして内外の経済が異常な混乱に陥つて以来、政府はインフレの克服に重点

を置いた政策運営に徹してまいりました。その成果は、国民各位の理解と協力を得まして着実に上がつてまいりました。他方、政府は、経済活動の著しい減退に對しても昨年二月以来四次におたる景気対策を実施してこれに對処し、日本銀行もこれに相呼応して公定歩合の引き下げ等金融緩和の措置を講じてまいりました。これらの施策の効果もありまして、昨年春以降経済活動は立ち直りの兆しを見せ、景気は徐々に回復の過程をたどっておりますが、経済活動の水準はなお低く、回復の足取りは必ずしも力強いとは申せない状況でございます。

申すまでもなく、国民生活の安定と向上を図りますためには、企業の健全な活動を維持し、雇用の機会を確保することが強く要請されるのであります。私は、そのため、本年こそこの経済の回復を一層確実なものとしてまいらなければならぬと考えております。

私は、また、資源、環境、立地問題等内外の厳しい制約条件のもとで、今後における経済の均衡のとれた発展を確保し、国民生活の着実な向上を図ってまいりますためには、国民経済の各分野にわたって、新たな状況に即応し得るよう体質の改善を図らなければならぬと考えます。特に、財政におきましては、今後は、従来の高度成長期のように多額の税の自然増収を期待することができないと考えられますので、限りある財源の配分について従来になく厳しい選択が求められるのであります。そのため、私は、既存の制度、慣行の見直しを含めて極力歳出の合理化、効率化を進めてまいりたいと存じます。同時に、租税及び社会保険料の負担、公共料金等のあり方につきましても、国民の合意を得つつその見直しを進めていくことが、避けて通ることができない課題であると

考えております。

私は、以上申し述べました基本的な方向に沿って財政金融政策を運営してまいる所存であります。その際、物価の安定、国際収支の均衡、財政の健全化という三つの問題について特に慎重な配慮を払っていかねばならないと考えております。

第一に、物価についてであります。物価の安定は、正常な経済活動を維持し社会的公正を確保していくための不可欠の前提であります。政府は本年三月末において、消費者物価の上昇率を一けたにとどめるよう努めておるところであります。今後とも物価の動向には周到な注意を払ってまいらねばならないと考えます。

第二に、石油危機を契機として大幅な赤字を記録した我が国の国際収支は、その後、順調な改善傾向をたどつてまいりましたが、いまだ赤字の域を脱するに至っておりません。今後国内景気の回復に伴う輸入の増加なども見込まれますので、赤字幅はさらに増大する傾向を予想されます。このような状況を考えますと、国際収支の問題は、我が国経済にとりまして依然として大きな制約要因であり、このような見地からも節度ある財政金融政策の運営が要請されるのであります。

第三は、財政の健全化であります。昭和五十一年度予算の編成に当たりましては、きわめて厳しい財源事情のもとで景気回復のために財政が果たすべき役割を考慮し、五十年補正予算に引き続き、特例公債を含む多額の公債の発行により対応することといたしました。このため昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案を国会に御提案いたしているところであります。しかし、これはあくまでも当面の事態に對処するための特例措置でありまして、政府としては、長期の展望のもとに、今後できるだけ速やかに特例公債に依存しない財政に復帰するようあらゆる努力を傾注し

てまいらなければならないと考えております。次に、当面の財政金融政策の運営について申し上げます。

まず、昭和五十一年度予算についてであります。以上申し上げた考え方に立ちまして、国民生活と経済の安定及び国民福祉の充実に配慮しつつ、景気の着実な回復と雇用の安定を図るとともに、財政体質の改善合理化を進めることを主眼として編成いたしました。そのため、予算及び財政投融資計画を通じて、その規模を経済の動向に即し、かつ、財政の課題にこたえるに足るものにしたしております。特に公共事業関係費等につきましては、景気回復の促進に資するため、その拡充を図るとともに、一般行政経費につきましては、財政体質の改善合理化を図るため、極力抑制に努めました。

また、財源の重点的、効率的な配分を図ることとし、社会的経済的に弱い立場にある人々の生活の安定に資するため、社会保障の充実に特に意を用いたほか、文教及び科学技術の振興、中小企業対策の強化、経済協力の充実や輸出金融の拡充、食糧の安定供給の確保、公害の防止及び環境の保全等各般にわたる施策の推進に努めております。また、国鉄運賃、電話料金等の公共料金につきましては、受益者負担の原則に立ってその適正化を図り、事業経営の健全化を進めることといたしております。

さらに、地方財政対策としては、地方交付税交付金について、国税三税の三三%相当額分のほか臨時地方特例交付金及び資金運用部資金からの借入金の特例措置を講じますとともに、地方財政対策の一環として地方債を特別に発行すること等により、地方財政の運営に支障なからしめるよう措置しております。

次に、税制面におきましては、現下の経済情勢及び財政事情を総合的に勘案し、一般的な減税を行わない反面、一般的な増税もこれを避けつつ、現行税制の仕組みの中で若干の選択的な増収措置を講ずることにとどめました。すなわち、中央、

地方を通ずる財政状況と自動車にかかる税負担の現状に照み、資源の節約、環境の保全、道路財源の充実等の要請を考慮して、揮発油税、地方道路税及び自動車重量税について、税率の引き上げを行うことといたしました。一方、この機会に租税特別措置について一層の負担の公平を期する見地から全面的な見直しを行い、いわゆる企業関係の特例措置を中心として相当大幅な整理合理化を行うとともに、交際費課税をさらに強化することといたしております。

なお、関税率及び関税制度につきましても、内外経済情勢の変化に対応し、所要の改正を行うことといたしております。

金融政策につきましても、昨年来、預貯金金利を含む金利水準全般の引き下げと金融の量的緩和を進めてまいりましたが、その効果は着実に浸透し、貸出金利は順調に低下し、企業の資金繰りにも余裕が見えてまいりました。殊に本年に入りましてから、コールレート、手形レート、債券の流通利回り等市場金利も全般にわたって急速に低下してまいりました。また、このような金融情勢により、大量に増発されている国債等の消化も円滑に進んでおります。今後におきましても情勢の推移に応じ、弾力的、機動的な金融政策の運営に努めてまいりたいと考えております。

また、五十一年度におきましても、前年度に引き続き、国債、地方債等公共債の大量発行が予定されておりますが、その発行に当たっては、その時々金融情勢を勘案し、民間金融を圧迫することのないよう配慮してまいりたいと考えております。また、公社債市場の整備につきましても積極的な努力を続けてまいりたいと考えております。民間金融機関に対しましては、公共債の円滑な消化に協力するとともに、当面の景気回復の促進を図る見地から輸出金融や中小企業金融の円滑化あるいは住宅金融の拡充等についても、格段の配慮を払うなど、現下の国民経済の要請を踏まえて、適切な資金供給に留意するよう指導してまいりたいと考えております。

最後に、国際通貨秩序の再建と我が国の立場について申し上げます。

私は、新年早々ジャマイカで開かれたIMFの暫定委員会に出席してまいりましたが、この会議におきまして、新しい国際通貨秩序の再建に関する最終的な合意がIMF協定改正案として結実いたしました。この合意の成立は、同じ会議であわせて合意を見ましたIMFの第六次増資によるその信用供与力の拡大とともに、世界経済秩序に対する信頼の回復と世界貿易の安定的発展に貢献するものであり、いわば画期的な意義を有するものであると考えます。我が国は世界経済に重い責任を持つ国家といたしまして、引き続き、世界経済の秩序の安定と発展に積極的な役割りを果たしてまいらなければならないと考えております。

以上、財政金融政策に関する私の所信の一端を申し述べました。

本国会において御審議を願うべく予定しております大蔵省関係の法律案は九件であり、このうち六件は昭和五十一年度予算に関連するものであります。本委員会におきまして御審議をお願いすることとなりますのは八件であり、それぞれの内容につきましても、逐次、御説明申し上げることとなりませんが、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(岩動道行君) 本件に対する質疑は、これを後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、税制改正に関する諸願(第三四五号)

第三四五号 昭和五十一年二月十九日受理

税制改正に関する諸願

請願者 奈良市大森町二〇三ノ四 川田 琢正外五百五十名

紹介議員 向井 長年君

税制を改正し、次の事項を直ちに実施されたい。

一、生活費には非課税を原則とし、所得税・住民税の人的控除(基礎・配偶・扶養)を標準世帯(夫婦子供二人)で年所得二百万円に直ちに引き上げること。

二、物価をつり上げ重税を押しつけ、国民生活を圧迫し中小企業者の経営を困難に陥れる付加価値税(売上税)の新設をやめること。

三、大法人に対する欠損金の繰りもどしによる還付や、引当金・準備金・利子・配当など大企業、大金持ちに対する特権的減免税を廃止すること。

四、申告納税制度に基づき、自主申告を尊重し、調査に当たっては具体的理由を示し、事前通知を行い、反面調査は納税者の承諾を得て行うこと。

理由

中小企業の経営と生活は、不況とインフレの長期化のもとでかつてない困難に直面している。政府は、財政危機を理由に、郵便・酒・たばこなど公共料金を大幅に値上げし、大企業や大銀行に対しては、年間五兆数千億円に上る特権的な減免税を行い、働く国民に対しては所得税減税を見送り、生活費課税を一層強め、更に、物価高に拍車をかけ重税を押しつける付加価値税を新設しようとしている。諸願事項一、二、三については、既にさきの国会において諸願が採択されているにもかかわらず、政府はこれを尊重せず、依然として実施しないばかりか、私たちの要望や国会の議決に逆行する姿勢さえとっている。

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案

一、経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案

一、アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第七条第一項及び第四項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「昭和五十年」を「昭和五十一年」に改める。

第七条の三第一項及び第三項並びに第八条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

別表第一一〇・〇三を次のように改める。

一〇・〇三 大麦及びはだか麦

別表第一一〇・〇五号中

(i) 糖化用のもの(政令で定めるところにより、使用され、かつ、販売の用に供されるものに限る。)

無税

(i) コーンスターチの製造に使用するもの

無税

(2) その他のもの

(i) 課税価格が一キログラムにつき三〇円以下のもの

一キログラムにつき三〇円以下から課税価格を控除した額の半額及び八円六〇銭

(ii) 課税価格が一キログラムにつき三〇円をこえるもの

一キログラムにつき八円六〇銭

(2) その他のもの

一キログラムにつき五円

別表第一二八・四七号の次に次の一号を加える。

二八・五一

同位元素及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わないものとし、第二八・五〇号に該当する同位元素及び化合物を除く。)

一 重水素水

無税

別表第一二九・四二号中

B その他のもの

二〇%を

B その他のもの

(1) カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五%に満たないもの

無税

(2) その他のもの

二〇%を

別表第一四四・二号を削る。

別表第一四五・〇四号の次に次の一号を加える。

四六・〇一

さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。)

五%

別表第一五四・〇一及び第五四・〇二号中「七・五%」を「無税」に改める。

別表第一七四・〇一号中「四・一五%」を「四・五五%」に、「四三〇円」を「四七〇円」に、「四二五円」を「四六五円」に、「四四〇円」を「四八〇円」に改める。

別表第一八四・三二号及び第八四・三五号中「一〇%」を「七・五%」に改める。

別表第一八七・〇一号中

一 車輪式のもの

七・五%を

(1) 公称馬力が五〇馬力以上のもの

六・二五%に改める。

(2) その他のもの

七・五%

附則

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一一〇・〇五号の(1)に掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、経済協力開発機構金融支援基金(以下「基金」という。)へ加盟するために必要な措置を講じ、及び経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別引出権 協定第三条第一項(a)に規定す

る特別引出権をいう。

二 実際上交換可能通貨 協定第七条第五項(b)に規定する実際上交換可能通貨をいう。

三 貸付予約 協定第七条第二項に規定する貸付予約をいう。

(基金との取引等)

第三条 政府は、当分の間、外国為替資金特別会計の負担において、次に掲げる取引を行うことができる。

一 二十億四千万特別引出権に相当する金額の範囲内で行う実際上交換可能通貨による基金への貸付け(基金に対する貸付予約を含む。)(又は他の加盟国(基金の加盟国をいう。以下同じ。))が基金に対して有する貸付債権の当該他の加盟国からの実際上交換可能通貨による譲受け

二 基金からの実際上交換可能通貨による借入れ又は我が国が基金に対して有する貸付債権の他の加盟国への実際上交換可能通貨による譲渡

(基金への貸付け等のための資金の借入れ等)

第四条 政府は、前条第一号に掲げる貸付け(同号に規定する貸付予約の履行を含む。)(又は譲受けのため必要がある場合には、外国為替資金特別会計の負担において、同号に規定する金額の範囲内、日本銀行、外国為替及び外国貿易管理法

(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第十一条に規定する外国為替公認銀行又は外国にある外国銀行から、実際上交換可能通貨により預入を受け又は借入れを行うことができる。

（実施規定）

第五条 前二条に定めるもののほか、協定の履行のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及びアフリカ開発基金」を「アフリカ開発基金及び経済協力開発機構金融支援基金」に改める。

3 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則中第十七項を第二十一項とし、第十六項を第二十項とし、第十五項を第十九項とし、第十四項の次に次の四項を加える。

15 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第二号）以下「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下同じ。は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとす

る。

16 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、この会計の歳入又は歳出とし、当該収入又は支出は、第十三条及び第十四条に規定する収納済額の合計額又は支出済額の合

計額に含めるものとする。

17 この会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

18 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもつて表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律（昭和四十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができ金額のほか、政府は、基金に対し、同項の計算単位による三千万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができ

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、米州開発銀行（以下「銀行」という。）に加盟するために必要な措置を講じ、及び米州開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）の円滑な履行を確保することを目的と

する。

（出資等）

第二条 政府は、銀行に対し、協定第二A条第一項(a)に規定する合衆国ドルによる五千六百九十七万ドルに相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

2 前項の規定により出資することができ金額のほか、政府は、銀行に対し、協定第四条第一項に規定する特別業務基金に充てるため、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる。

（国債による出資等）

第三条 政府は、前条の規定により銀行に出資し又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は拠出することができる。

2 前項の規定により出資し又は拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「米州開発銀行」と、「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）

第四条 日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条（業務）の規定にかかわらず、協定第十四条第四項の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「アフリカ開発銀行」の下に「米州開発銀行」を加える。

○第七十六回国会大蔵委員会会議録正誤

第五号中正誤

ベシ 段行 誤

正

ハ 四 終わり
八 かんですか

なんですか

モ 一 八 支出

収支

シ 二 八 九 郵便特会

郵貯特会

第六号中正誤

ベシ 段行 誤

正

三 四 〇 事業

事情

二 七 終わり
三 八 とります

おります

元 三 一 八 そのなめ

そのため

三 一 〇 などを

などを

第七号中正誤

ベシ 段行 誤

正

元 四 終わり
五 金額

金額

三 三 〇 九 慎剣

真剣

三 三 一 情報

情勢

三 三 三 発生が次

発生が

第七十六回国会大蔵委員打合会議事速記録第一号中正誤

ベシ 段行 誤

正

一 一 終わり
三 桃田桃太郎君

柳田桃太郎君

シ 四 八 需要

需給

二 二 一 統合

競合

三 一 〇 不安

不況

四 三 〇 原則

原則

五 二 終わり
九 述べた

述べたい

六 三 五 明る

明るい

七 一 終わり
二 五 新聞上

新聞紙上

二 〇 二 三 きない

できない

二 二 三 すべてに

すでに

シ 四 終わり
七 六 価格の

価格との

シ 三 九 政府に対する

政府の経済政策
に対する

三 三 九 国は

国に

三 四 一 五 問題の

問題が

二 四 終わり
九 おりますが

おりますか

三 三 二 ほんとの

ほんの

第七十七回国会大蔵委員会会議録第一号中正誤

ベシ 段行 誤

正

一 二 終わり
三 上條勝久君

上條勝久君

昭和五十一年三月十日印刷

昭和五十一年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B